

大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

令和元年7月

大分市環境部清掃施設課

1 一般廃棄物処理施設使用料の見直しについて

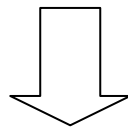
市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設にごみを持ち込む際には、大分市廃棄物処理施設条例第5条に基づきその重量により廃棄物処理施設使用料(以下「使用料」という。)を徴収していますが、この度使用料の見直しを行うことを考えております。

(1) 使用料改定案

■現行

区分	金額
	20 kgまでごとに
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物 (事業系ごみ)	200円
一般家庭から生じた廃棄物(家庭ごみ)	70円

備考 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入が350キログラムを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。



■改定後

区分	金額
	10 kgまでごとに
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物 (事業系ごみ)	100円
一般家庭から生じた廃棄物(家庭ごみ)	35円

備考 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入が350キログラムを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。

(2) 実施期日 令和2年4月1日

(3) 今回の改定についての考え方

事業系ごみの使用料は、平成26年7月に改定を行っています。

1トン当たりの平均ごみ処分原価は、前回改定当時の過去5年間（平成20～平成24年度）に比べ、直近の過去5年間（平成25～平成29年度）では、施設の減価償却費の減少等により約15%下降しています。（【資料1】参照）

ただし、令和元年10月1日には消費税率の改定が予定されており、課税対象の経費が増加する見込みであることから、使用料の算定に当たっては消費税率の改定に伴う経費の増加分を考慮した金額とすることが妥当であると考えます。

1トン当たり平均ごみ処分原価（平成20～平成24年度）	22,600円
〃（平成25～平成29年度）	19,170円

上記のうち、消費税率の改定分を上乗せ（ただし、人件費や起債利子分等除く。）

1トン当たり平均ごみ処分原価（消費税調整後）	19,586円
------------------------	---------

また、平成20年以降の直接搬入量実績を見ると、平成26年の料金改定以降も搬入量の増加は続いています。（詳細は【資料2】参照）

平均ごみ処分原価は下降しているものの、今後の急激なごみ搬入量の増加を抑えるため、使用料の水準を維持していく必要があると考えます。

また、使用料について、近隣の自治体との差があるとごみの流入や流出も懸念されることから、近隣市の使用料との均衡も重要であると考えます。

なお、現在20kgごとの料金体系としていますが、中核市のほとんどが10kgごとの料金体系としていることから、10kgごとの料金体系を採用することが適当であると考えます。

以上により、今回の算定では、

- ① 負担割合は50%程度を維持する。
- ② 他市との均衡を図る。
- ③ 料金体系を20kgごとから、10kgごとの区分に変更する。

上記を基本とします。

(4) 今回の使用料の積算について

■ 改定料金算定方法

- ①平成25年度～平成29年度のごみ1トン当たりの平均処分原価 19,170円
- ②上記①について消費税率改定分を上乗せ ただし、人件費や起債利子分等除く。
消費税率改定分上乗せ後の1トン当たりの平均処分原価 19,586円
- ③1トン当たりの平均処分原価の50%程度を積算する。
 $19,586円 \times 50\% = 9,793円$
- ④近隣市との均衡（別府市が10,020円）を考慮

以上のことから、ごみ1トン当たりの施設使用料を10,000円とする。

10kgまでごとに換算し、10kg当たり100円。

3 家庭ごみ使用料見直しの考え方

(1) 前回の使用料の改定及び負担割合について

前回の改定では、平成26年11月の家庭ごみ有料化の実施に伴い、一般廃棄物処理施設使用料についても、有料化ごみ袋の手数料と整合性を図る必要があると考え、ごみ有料化手数料の額を基準にして設定を行いました。

有料化ごみ袋の手数料には、ごみステーションで収集して処理施設へ運搬する費用である「ごみ収集原価」とごみを焼却、破碎、埋立するための経費である「ごみ処分原価」、これを併せた、「ごみ処理原価」の一部を負担していただいていると考えた場合に、廃棄物処理施設使用料の算定においては、ごみは市民から直接持ち込まれるため、「ごみ収集原価」を差し引いて積算する必要があります。

ごみ処理原価

ごみ処理原価	
ごみ収集原価 (ごみステーションで収集して処理施設へ 運搬する費用)	ごみ処分原価 (処理施設でごみを焼却、破碎、埋立 する費用)

そのようなことから、家庭ごみ有料化における市民のごみ処理原価に対する負担割合を算出し、その負担割合をごみ処分原価に乗じて使用料を算定しております。

また、施設に搬入される家庭ごみをステーションに出される家庭ごみと同様の取り扱いとしていますが、一般家庭の日常生活では出ることが考えにくいほどの多量ごみの場合は、受入れの際に手間と時間を要するとともに、事業系ごみとの判別が困難であることから、350 kg（軽四貨物自動車1台積載相当量）を超えて搬入される家庭ごみは、事業系ごみと同じ料金を徴収することとしています。

（２）現行の使用料の他都市との比較

現行の家庭ごみ使用料は、100 kg当たり 350 円となっておりますが、この金額を大分県内、九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると次のとおりとなっております。（詳細は【資料 7～10】参照）

- 県内の市（由布、臼杵、竹田を除く。） 11市のうち高い方から7番目
平均 385 円
- 九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地 10市のうち高い方から9番目
（無料の市を除く。） 平均 748 円
- 中核市（無料等の市を除く。）（焼却施設） 34市のうち高い方から31番目
平均 999 円

現行使用料は県内の各市と比べるとほぼ平均に近い金額となっておりますが、比較的人口規模の大きく、本市と隣接する別府市は 460 円、日田市では 810 円、中津市でも 570 円となっており、県内の人口規模の大きい市の中では低額で設定されています。また、九州内及び中核市平均と比べると大幅に低額となっております。

（３）今回の改定についての考え方

家庭ごみの使用料は平成 26 年 11 月に改定を行っていますが、直近の過去 5 年間（平成 25～平成 29 年度）の 1 トン当たりの平均ごみ処分原価（19,170 円）、平均ごみ収集原価（22,372 円）はいずれも前回の改定時より減少しています。

前回改定時に比べて、ごみ処理原価に対するごみ処分原価の割合も変化していることから直近の費用に置き換えて再度算定を行います。

また、現在 20 kg ごとの料金体系としていますが、よりごみ減量の効果が料金に反映されるよう、10 kg ごとの料金体系を採用することが適当であると考えます。

(4) 今回の使用料の積算について

■ 改定料金算定方法

① 平成 25～29 年度の 1 トン当たりの平均ごみ処理原価（収集原価＋処分原価）
41,542 円（内訳 収集原価 22,372 円 処分原価 19,170 円）

② 上記①について、消費税率改定分を上乗せ。ただし、人件費や起債利子分等除く。
上乗せ後 42,125 円（内訳 収集原価 22,539 円 処分原価 19,586 円）

③ ごみの比重（組成調査の結果から 45 リットル当たりの重さ 4 kg）を基に、45 リットルごみ袋 1 つ当たりのごみ処理原価を算出

$$\frac{42,125 \text{ 円}}{1,000 \text{ kg}} \times 4 \text{ kg} = 168.5 \text{ 円}$$

ごみ 1 kg 当たりの処理原価

④ ③で求めた 45 リットルごみ袋 1 つ当たりのごみ処理原価に対して、家庭ごみ有料化で市民が負担する額の割合を算出

$$\frac{45 \text{ リットル指定ごみ袋 1 枚当たりの手数料の額 } 31.5 \text{ 円}}{168.5 \text{ 円}} = \text{家庭ごみ有料化の市民の負担割合 } 18.7\%$$

⑤ ④で算出した、家庭ごみ有料化の市民の負担割合を②消費税率改定分上乗せ後の平成 25～29 年度の 100 kg 当たりのごみ処分原価に乗じて、100 kg 当たりの家庭ごみ使用料を算出

$$19,586 \text{ 円} \div 10 \times \text{家庭ごみ有料化手数料の市民の負担割合 } 18.7\% = 100 \text{ kg 当たりの家庭ごみ使用料 } 366 \text{ 円}$$

⑥ ⑤を 10 kg 当たりに換算すると。

$$366 \text{ 円} \times 10 \text{ kg} \div 100 \text{ kg} = 36.6 \text{ 円}$$

5 円刻みの端数処理を行い、10 kg 当たり 35 円とする。